

平成 4 年 12 月

平成 5 年度 の 税 制
改 正 に 関 す る 答 申

税 制 調 査 会

まえがき

- 1 税制調査会は、平成2年12月4日、内閣総理大臣から「先般の税制改革を踏まえ、今後における我が国社会・経済の進展に即応した租税制度のあり方について審議を求める」旨の諮問を受け審議を重ねてきており、これまでに平成2年12月及び平成3年12月にそれぞれ平成3年度及び平成4年度の税制改正に関する答申を行った。
- 2 その後、「納税者番号等検討小委員会」が平成3年10月から審議を再開し、また、本年9月に設置された「利子・株式等譲渡益課税小委員会」は利子・株式等譲渡益課税のあり方について審議を重ね、11月、総会に対しそれぞれ報告を行った。
- 3 当調査会は、これらの報告をも踏まえ当面の課題である平成5年度の税制改正について審議を行い、平成4年12月17日、第20回総会において、その審議の結果を「平成5年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

平成 5 年度の税制改正に関する答申

平成 4 年 12 月 17 日

内閣総理大臣 宮澤喜一 殿

税制調査会会長 加藤 寛

平成 5 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

委 員 飯 田 経 夫	佐 ャ 木 喜 久 治
○五 十 畑 隆	椎 名 武 雄
○石 弘 光	○杉 田 亮 肅
井 上 光 一	寺 田 千 代 乃
○大 宅 映 子	○戸 田 栄 辅
○貝 塚 啓 明	早 野 仙 平
片 岡 輝 昭	○松 井 義 雄
○加 藤 寛 宏	○松 本 作 衛
○金 子 宏	宮 崎 邦 次
川 上 哲 郎	山 下 真 臣
工 藤 榮 榮	山 城 彰 成
後 藤 森 重	山 田 精 吾
小 松 勇 五 郎	横 山 和 夫
○近 藤 隆 之	○吉 國 二 郎
堺 屋 太 一	和 田 正 江
特別委員 大 田 弘 子	○竹 田 純
岡 田 卓 也	○広 瀬 一 郎
奥 山 雄 材	○松 尾 好 治
○清 宮 龍 龍	○矢 田 壮 一
○河 野 光 雄	横 河 正 三
鈴 木 淑 夫	吉 田 文 一
高 原 須 美 子	

(○印を付した委員及び特別委員は、臨時小委員会に所属した
委員及び特別委員である。)

目 次

	頁
一 基本的考え方	1
二 利子及び株式等譲渡益課税	4
三 納税者番号制度	6
四 平成5年度の税制改正	8
1 固定資産税の土地の評価の均衡化・適正化に伴う税負担の調整	8
(1) 固定資産税及び都市計画税の税負担の調整の基本的な考え方	8
(2) 固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置	9
2 地価税の着実な実施等	10
(1) 地価税の着実な実施	10
(2) 居住用財産の買換え特例措置	10
3 課税の適正・公平の確保	11
(1) 企業関係の租税特別措置の整理合理化等	11
(2) 報酬等に係る源泉徴収の対象範囲の見直し	11
(3) 有価証券取引税の課税対象の見直し	11
(4) 非課税等特別措置の整理合理化	12
4 撥発油税、軽油引取税等	12
5 その 他	12
(1) 住民税	12
(2) 酒税、たばこ税	13

当税制調査会は、平成2年12月、内閣総理大臣から「先般の税制改革を踏まえ、今後における我が国社会・経済の進展に即応した租税制度のあり方」について諮詢を受け、これまでに「平成3年度の税制改正に関する答申」(平成2年12月)及び「平成4年度の税制改正に関する答申」(平成3年12月)をとりまとめた。

本年度においては、「納税者番号等検討小委員会」における検討を深めるとともに、「利子・株式等譲渡益課税小委員会」を設置し、利子・株式等譲渡益課税の見直しについて審議を行い、さらに、両小委員会における検討の成果をも踏まえ、当面の課題である平成5年度の税制改正について検討を行った。

一 基本的考え方

1 平成5年度税制改正の検討に当たり、まず、最近の税収動向をみると、調整過程にある経済情勢を反映して、平成3年度の税収が前年度に比し減収となったことに引き続き、平成4年度税収も対前年度減収となると見込まれ、補正予算においては当初予算額に比べ約4.9兆円の減額補正が行われた。現在、政府においては、内需中心の持続可能な成長経路への円滑な移行を図るため、総合経済対策の実施等、適切かつ機動的な経済運営に努めているところであるが、平成5年度税収についても、かつてのような大幅な税収増は期待できる状況にないものと考えられる。

一方、我が国財政については、長期間にわたる財政体质改善への努力に加え、税収の好調にも恵まれ、平成2年度以降特例公債を発行することなく予算編成が行われてきたが、公債残高は平成4年度末において約176兆円にも達すると見込まれるなど、依然として構造的な厳しさが続いている。平成5年度の財政事情についても、前述のような税収動向もあり、極めて厳しい状況にある。

また、地方財政についても、平成4年度末の借入金残高は76兆円を超える巨額に達する見込みであり、公債費の一般財源に占める割合が15%を超える公債費負担比率の高い水準にある地方団体も千団体以上ある上、平成4年度における地方税収は減収が見込まれ、今後の地方財政の状況は、厳しいものと見込まれる。

2 平成5年度税制改正については、税制・財政をとりまくこうした厳しい諸事情を検討の基礎に置くことになるが、当調査会としては、まず、政府に対し財政規律を堅持することの重要性を強く指摘したい。そのため特例公債の発行は厳に避けるべきであると考える。特例公債は、将来の国民に対し社会资本という資産を残さず、利払費等の負担のみを残すものであることに加え、その発行により財政規律が揺らぐこと

になれば、結局は将来の国民の一層の負担増につながらざるを得ないからである。したがって、平成5年度の予算編成においては、まず、歳出面において不要不急の経費を極力削減するとともに、徹底した制度・施策の見直しや歳出の節減合理化を進めること、さらに、歳入面において税外収入を極力確保することを求めるものである。

税制については、税負担の水準は、国民の求める公共サービスの水準と裏腹の関係にあり、真に必要なものとして国民が選択した公共支出の財源は、それを受益する国民が共同して負担すべきものであるということを指摘したい。今後の高齢化社会を展望すれば、このような税負担に対する理解が国民全体のものとなることが一層重要なことがよう。

そのためには、行財政の効率化・合理化に加え、税負担の公平確保について最大限の努力が傾注されていることが前提となる。このような観点からも、制度・執行の両面にわたり、税負担の公平確保に向けてのたゆまぬ努力が重要である。

3 ところで、所得税・住民税の税負担に関し、平成5年度においては、現下の経済情勢にかんがみれば、景気対策として所得減税が求められているのではないか、また、先般の抜本的税制改革で大幅な減税が行われたが、その後の物価上昇に伴う負担の増加を緩和する必要があり、そうした観点からも、所得減税を実施する必要性があるのではないか、との問題提起があり、これについて慎重に審議を行った。

(1) まず、前述のような厳しい財政事情の下、これを更に悪化させることは適当でないことから、仮に所得減税を検討するとしても、その財源が確保されることが前提条件になることについては意見の一致がみられた。

所得減税の所要財源については、いわゆる不公平税制の是正によりこれを得ることができないかとの指摘があった。不公平税制の是正については、それにより多額の減税財源を見い出すことは困難であるが、それ自体極めて重要な課題であり今後とも絶えず見直しを進めていく必要がある。

なお、所得減税の財源確保のため、償還財源見合いの増税を予定して短期公債を発行するという方策が考えられないか、との意見もあった。しかし、この方策については、将来の増税を組み合わせた所得減税には消費を刺激する効果はないのではないか、短期の公債とはいえ、財政規律を失わせる契機とならないか、等の問題点を指摘する意見が大勢であった。

(2) 景気対策の手段としては、減税は公共投資などと並んで財政が採り得る一つの措置であることは言うまでもない。しかし、所得減税の景気浮揚効果を減税額と同額の公共投資の増加のそれと比較すると、後者が勝ると考えられていることに加え、現在の経済・社会の情勢をみると、ここ数年間耐久消費財への支出が極めて好調であったことの反動、いわゆる家計におけるストック調整が行われている状況等にあることを指摘できる。このため、所得減税の消費刺激効果はより小さなものとなると考えられ、景気対策としての所得減税の効果については消極的に考えざるを得ない。さらに、現下の厳しい財政事情の下では、所得減税は特例公債の発行につながることにかんがみれば、目先の景気対策としての所得減税は採り得ないとする意見が大勢であった。

(3) 所得課税の負担水準については、先般の抜本的税制改革において、基礎的な人的控除の引上げを含む大幅な減税が実施されており、その後の給与水準の上昇を勘案しても、標準的な給与所得者世帯の税負担は、なお改革以前より低い。また、主要諸外国と比較して、その課税最低限がかなり高いことや最低税率が低いことから、中低所得者の所得に係る税負担が過重なものとは言い難い。こうしたことから、所得減税を検討する場合においては、控除額の水準より、累進構造のあり方等について見直すべきであるとの意見が多かった。また、税率構造のあり方は、後述するように利子・株式等譲渡益課税の見直しとも関連することが指摘された。

したがって、累進構造のあり方をはじめとする所得税制全般についての検討を経ないまま、部分的な手直しにより減税を行えば、所得税制に歪みをもたらすおそれもあり、当調査会としては、現時点において、所得減税を実施すべきであるとの結論を出すことは適当でないものと考える。

4 以上のような論議を踏まえて総合的に検討した結果、当調査会としては、平成5年度税制改正においては、現下の厳しい財政事情にかんがみ、所得減税を行うことは困難であるとの認識に達した。

所得減税の問題は、幅広い角度から検討すべきものである。当調査会は、税制改革に関する諸答申において、所得・消費・資産等の間で均衡のとれた税制を目指すべきであるとの提言を行っており、近年の税制改正はそうした考え方へ沿って推進されてきている。現下の所得減税の問題についても、こうした方向で、今後重要な検討課題として十分に議論する必要がある。

二 利子及び株式等譲渡益課税

1 当調査会は、利子及び株式等譲渡益課税について、「税制の抜本的見直しについての答申」(昭和61年10月)及び「税制改革についての中間答申」(昭和63年4月)等において、基本的な見直しを行っている。これらの答申で示された考え方を受けて、抜本的税制改革の一環として、利子課税については、少額貯蓄非課税制度等の原則廃止・一律源泉分離課税の採用等、株式等譲渡益課税については、原則非課税から全て課税への変更・申告分離課税と源泉分離課税の選択制の導入等の制度改正が行われた。その際、それぞれの課税のあり方について、いわゆる「見直し条項」が各改正法案に追加され、制度の実施状況を踏まえ、本年秋以降、総合課税への移行問題も含め見直しを行うこととされた。

こうした経緯を踏まえ、当調査会は、本年9月「利子・株式等譲渡益課税小委員会」を設置して検討を行い、先般、同小委員会の報告として、「利子・株式等譲渡益課税のあり方についての基本的考え方」を公表したところである。当調査会として、同報告に示した考え方に基づき、この問題についての基本的考え方を述べると次のとおりである。

2 所得課税全体のあり方については、近年、理論上の諸展開がみられるが、「すべての所得を合算してそこに担税力の基準を見出し、それに累進税率を適用する」という基本的な考え方からすれば、利子及び株式等譲渡益についても、基本的には総合課税を目指すべきであると考えられる。

ただ、利子及び株式等譲渡益に対する課税方法の検討に当たっては、その発生の大量性や金融商品の多様性・代替可能性といったこれらの所得の特異性等を踏まえて、現在の所得把握体制の下において実質的な公平性をいかに実現するか、課税が経済活動等に対して中立的であるか、納税者・税務当局の事務負担等を念頭においた制度の簡素性の要請に応えられるか、等の観点に十分留意しなければならない。これらの観点にかんがみれば、現行の分離課税を評価することができる。

いずれにせよ、先般の制度改正により、課税ベースの拡大という観点からこれらの所得に係る課税の見直しが行われたことは、適切な選択であったと評価され、また、制度改正後の実施状況をみると、現行制度は全体としては円滑な処理が行われているものと認められる。

利子及び株式等譲渡益に関し総合課税への移行問題を検討するに当たっては、所得

の把握体制の整備が重要な課題の一つである。その観点からも、納税者番号制度をめぐる論議が密接な関連を有しているとともに、税率構造や課税ベースの問題等中長期的にみた所得課税のあり方をめぐる問題等と切り離して議論することもできないと考えられる。

したがって、当調査会としては、現行の課税方法の基本的な仕組みについては、当面これを維持することが適当であると考える。

3 現行制度に係る個別の問題点については、上記の基本的考え方及び小委員会報告の指摘に照らし、適切な検討が進められるべきであり、ここでは、特に以下の点を指摘しておきたい。

(1) 利子課税

① 老人等を対象とする現行の非課税貯蓄制度については、老人等にとって有用な制度であること等にかんがみ、その限度額を引き上げる必要があるのではないかという意見があった。しかし、①限度額の引上げは、抜本的税制改革における課税ベースの拡大を図るという趣旨に反する措置であり、基本的に採るべきでないこと、②高齢者間において大きな資産格差が存在する状況の下では、限度額の引上げは、現行限度額以上に貯蓄ができる一部の者のみが利益を享受する結果となること、③非課税などの特例措置は、課税の公平・中立・簡素の原則からみて、本来整理合理化すべきものであること等にかんがみれば、少なくとも、その引上げは行うべきではないと考える。

② 今後、金融の自由化が一層進展する中、課税の中立性の観点から、課税上の取扱いが種々の金融商品間の有利・不利につながることのないように最大限留意する必要がある。

(2) 株式等譲渡益課税

株式等譲渡益課税に係る問題点としては、譲渡益実額ではなく譲渡代金に一定率を乗じて納税額を算出する源泉分離課税のあり方について議論がなされた。納税者によっては譲渡益の計算が困難である場合もあるため納税事務の簡素化等の見地から、この課税方法の存在意義は認められるものの、譲渡益課税としての性格から逸脱した面を有することも否めず、また、意図的な税負担軽減や支払調書不提出を目的として、この方法を選択することができるという問題にも留意が必要である。

他方、現に課税実績のあった従前の継続的取引・大口取引等の総合課税制度を、

現行の株式等譲渡益課税制度の中に復活させることを検討すべきではないかという意見が少なからずあった。

これに対し、株式等譲渡益についてのみ、特定の場合に限定してではあっても総合課税に移行する等の措置を採ると、大きな資金シフトにつながるおそれがあること等に留意すべきであるとの指摘があった。

現行制度の基本的な仕組みを維持する場合においても、これらの点については、株式等譲渡益に対する課税の適正・公平の確保の観点から、適切な見直しを検討することが必要であると考えるが、現在の株式市場の状況等の下では、何らかの制度見直しを行うことによる株式市場、さらには我が国経済全体への影響等を軽視することもできないことから、平成5年度税制改正においては、この見直しを見送ることが現実的な対応と考えられる。

(3) 課税資料の充実

利子に係る一律源泉分離課税及び株式等譲渡益に係る源泉分離課税の場合には支払調書の提出が行われなくなったが、事業所得課税や資産課税等の適正・公平の確保に資する観点から、金融機関等の事務負担の問題等にも留意しつつ、課税資料の更なる充実に絶えず努めていく必要があると考える。

三 納税者番号制度

- 1 納税者番号制度については、平成元年1月の「平成元年度の税制改正に関する答申」(以下「元年度答申」という。)において、当調査会としての基本的な考え方を示したが、その後、「税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議」における検討を踏まえて、更に検討を進めてきたところである。これまでの検討結果については、本年11月、利子及び株式等譲渡益課税の見直しのための審議に合わせ、中間的な報告として「納税者番号等検討小委員会報告」を公表したところであるが、当調査会として、現時点における納税者番号制度についての基本的な考え方を述べると次のとおりである。
- 2 当調査会は、元年度答申において、納税者番号制度は、その効果には一定の限界はあるものの、納税者の所得等を把握し適正・公平な課税を実現するためには有効な制度であるとした上で、同制度を導入する前提として、番号付与の方式の問題、プライバシーの保護の問題及びわざらわしさや費用の受忍の問題について指摘している。

元年度答申以後、納税者番号制度の導入の前提となるこれらの問題について、我が

国の現状に即し、より具体的に検討を進めてきたところである。

番号付与の方式に関しては、個人に対する番号付与の方式として、公的年金番号を利用する方式と住民基本台帳を基に番号を付与する方式とを、法人に対する番号付与の方式として、税務当局の管理データを基に番号を付与する方式と商業登記簿・法人登記簿を基に番号を付与する方式とを具体的に想定し、それぞれの方式の長所や問題点等を明らかにしたが、個人・法人それぞれ、いずれの方式が適当かを判断するには至っていない。

プライバシーの保護の問題に関しては、税務当局は適正な税務執行のために納税者等の経済取引に係る情報を収集する必要があり、その限りでプライバシーの権利が制限されざるを得ないと考えられるが、行政機関が保有する個人情報の保護の問題、共通番号の利用を民間にも認めるかどうかの問題及び認めた場合のプライバシーの保護の問題については、更に検討を行うことが必要であろう。

納税者番号制度のコストに関しては、行政側の番号付与及び利用のコストを試算したほか、法定資料提出義務者の負担についても検討を行ったが、これらについて、更に検討していく必要がある。

また、納税者番号制度の効果に関しては、資産所得の課税方式のあり方を検討するに当たって制度の選択の幅を拡大する等の観点に加えて、資産課税の分野においても納税者番号制度の利用の可能性があるのではないか、また、税務行政の機械化・効率化の促進にも資するのではないかという観点からも、同制度について検討していく必要があると考えられる。

さらに、納税者番号制度を評価するに当たっては、税務及び税務以外における番号制度の利用によって得られる効果と、番号制度のコスト、経済取引への影響、プライバシーの保護等懸念される問題とを総合的に勘案していく必要がある。

3 以上のように、納税者番号制度に関しては、種々の角度から具体的な検討を行ったが、まだ検討されるべき課題が残されており、同制度に対する国民の理解もまだ十分ではなく、今後深められていく過程にあると考えられる。このような状況にかんがみれば、納税者番号制度については、同制度を導入すべきかどうかという点を含め、引き続き検討を行っていくことが適当である。

4 今後、検討を行うに当たっては、番号付与の仕組みに密接に関連する公的年金番号の一本化や住民基本台帳の電算化及びネットワーク化等の今後の展開に十分配意して

いく必要がある。

また、共通番号の利用の問題やプライバシーの保護の問題は、単に税務の分野にとどまらない広範な分野にわたることから、これらの問題については、関係者間において、より幅広い観点から検討される必要があると考える。

さらに、納税者番号制度の問題は、国民のプライバシーに関する感情や社会生活のあり方に関する考え方につかわってくる面があり、同制度を検討していくに当たっては、このような国民の感情や考え方を十分に汲み取っていかなければならない。そのためには、当調査会の検討状況を国民に説明し、国民の理解を深めていく上でどのような方策が適当であるか検討していく必要がある。また、このような努力とあいまって、納税者番号制度について、国民の間で活発な議論が行われ、国民の理解が深まるこことを期待する。

四 平成5年度の税制改正

1 固定資産税の土地の評価の均衡化・適正化に伴う税負担の調整

(1) 固定資産税及び都市計画税の税負担の調整の基本的考え方

固定資産税の土地の評価については、土地基本法第16条、総合土地政策推進要綱（平成3年1月25日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、平成6年度の評価替えにおいて、地価公示価格の7割程度を目標に評価の均衡化・適正化を図ることとし、現在市町村において作業が行われているところである。

地価公示価格の7割程度を目標とする平成6年度の評価替えは、当調査会が「平成4年度の税制改正に関する答申」において指摘したとおり、基本的に評価の均衡化・適正化を図ろうとするものであることから、それに伴う納税者の税負担については、急激な変化が生じないよう総合的かつ適切な調整措置を講ずるべきである。

ところで固定資産税は、戦後の地方税制度の確立の原点であるシャウプ勧告によつて、地方自治の充実・発展に資するため、市町村の安定した財源として位置付けられた基幹税目であり、税源の普遍性や税収の安定性に富む税として、今後とも市町村財政の中で重要な役割を果たしていくべきである。

このため、税負担の総合的かつ適切な調整措置を講ずる際にも、固定資産税収入の伸びは、少なくとも市町村の財政需要の伸び程度は確保する必要があることに留意すべきである。

また、中長期的には、地方税における所得課税と資産課税等の均衡も考慮しつ

つ、固定資産税等の資産課税の充実を図るべきものと考える。

さらに、平成6年度の土地の評価替えについては、評価の均衡化・適正化を図るために行うものであることから、税負担について総合的かつ適切な調整措置が講じられることを、広く国民に理解してもらうことが必要である。

なお、固定資産税の土地の評価の均衡化・適正化に当たり、標準地に係る鑑定評価價格を活用する場合には、昨年も指摘したとおり、全国及び都道府県単位で情報交換及び調整を十分に行っていく必要がある。

また、地価公示制度については、今後とも一層の充実・適正化を図ることが必要である。

(2) 固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置

税負担の具体的な調整措置については、以下のように考える。

- ① 住宅用地に対する税負担については特に配慮すべきであり、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充を図るとともに、都市計画税についても住宅用地に係る課税標準の特例措置を導入すべきである。
- ② 前年度の税額を基礎とした段階的な負担調整措置については、現行の3～5年程度の負担調整措置では十分ではないため、よりなだらかな税負担となるよう、例えば10年以上の相当期間をかけた負担調整措置を講ずる必要がある。
- ③ 事業用地に対する税負担についても配慮が必要であるとの意見があるが、その場合においても、事業用資産に係る固定資産税等については、法人税等において損金算入されていることなどから、税負担の調整措置を講ずるに当たって、住宅用地とそれ以外の非住宅用地とは分けて考えるべきである。
- ④ 家屋の最近の状況等にかんがみ、家屋について、経年減価等を見直し、経過年数の短縮等を行って、税負担の軽減を図るべきである。
- ⑤ 税負担の調整のために固定資産税の税率の見直しをしてはどうかとの意見があるが、今回の評価替えによる評価の上昇割合が地域によって様々であること等から、税率の見直しによっては減収になる市町村もあるなど、影響するところが大きすぎるため、今回の評価替えに伴う税負担の調整のために税率を見直すことは適当でない。
- ⑥ なお、税負担の調整について、評価の上昇割合が地域によって様々であることにも配慮した措置が必要ではないかとの意見があった。

2 地価税の着実な実施等

(1) 地価税の着実な実施

先般の地価高騰は、我が国経済社会に資産格差の拡大、住宅取得の困難等の様々な支障をもたらし、土地問題の解決が内政の最重要課題の一つとされた。このため、平成元年12月に制定された土地基本法において、「土地についての基本理念」が定められ、他の諸施策とともに、税制面においても、その理念に則り、資産としての土地に対する課税の適正化が求められたところである。

これを受けて、当調査会は、平成2年10月に「土地税制のあり方についての基本答申」をとりまとめた。この答申に沿って、土地に対する適正・公平な税負担を確保しつつ、土地の資産としての有利性を縮減するとの観点から、平成3年度税制改正において土地税制の総合的な見直しが行われた。その重要な柱として創設された地価税は、本年1月1日から施行されており、平成5年から本則税率0.3%に移行することとなる。

土地問題の解決は依然として我が国経済社会にとって重要課題であることに変わりなく、土地政策を引き続き総合的に推進する中で、地価税についても、創設の趣旨を踏まえ、その着実な実施に努めていくことが必要である。

なお、地価税収の使途の問題については、前述したように、財政事情が厳しさを増しており、平成5年度においては減税を行うことは困難であることにかんがみれば、土地対策等に資するという観点から、歳出を通じ国民生活に適切に還元することにより、地価税創設の趣旨を生かすべきものと考える。

(2) 居住用財産の買換え特例措置

居住用財産の買換え特例措置（課税の繰延べ措置）については、昭和63年度税制改正において、地価高騰の波及の抑制、土地に関する需要の適正化、供給の円滑化等の観点から、原則として廃止され、それに代え、一定額の特別控除後の譲渡所得に対して軽減税率により分離課税することとされた。

円滑な住替えの促進等のため、買換え特例措置をかつてのように認めることすれば、現在なお高水準の地価を下支えするだけでなく、将来において地価高騰を再発させるおそれが大きいと考えられる。また、税制、特に土地に関する税制は安定的でなければならず、制度を頻繁に改正すること自体、問題が大きいことに留意する必要がある。

現行制度の下では、居住用財産の譲渡者の8割強が特別控除により非課税となっており、また、課税となる場合についても、軽減税率により税負担がかなり軽減されていることから、住替えのための配慮としては十分であるとの意見が多かった。これに対し、買換え特例措置については、地価高騰等の弊害が生じないような限定を付した上で、円滑な住替えを促進するためにこれを認めることもやむを得ないとする意見もあった。

当調査会としては、買換え特例措置の問題への対応については、以上の諸点にも配慮しつつ、土地政策・土地税制の基本を逸脱すべきでないと考える。

3 課税の適正・公平の確保

(1) 企業関係の租税特別措置の整理合理化等

特定の政策目的に資する観点から講じられている準備金、特別償却等の特別措置は、税負担の公平その他の税制の基本原則をある程度犠牲にして設けられているものであり、これまでに累年にわたり見直しが行われているところである。

これらの租税特別措置については、平成5年度税制改正においても、現在の厳しい財政状況にかんがみ、更に一層の見直しを進めることが適当であり、既に目的を達成したと認められるものや政策効果の少ないものについては徹底した整理合理化を行う必要がある。また、新規の特別措置については、政策効果と税の減免の必要性、妥当性について慎重に検討した上、真にやむを得ないものに限定すべきであり、この場合にも、いわゆるスクラップ・アンド・ビルトの原則を厳守すべきものと考える。

なお、課税の適正・公平の観点から、今回の審議においても、公益法人課税、赤字法人課税、交際費課税等の問題について議論がなされた。これらについては、これまで当調査会の累次の答申において問題点を指摘してきたところであり、今後とも引き続き実態に即し見直しを進める必要がある。

(2) 報酬等に係る源泉徴収の対象範囲の見直し

最近における新たな報酬形態の出現等報酬の状況の変化等に対応して、課税の適正化を図る等の観点から、源泉徴収の対象となる報酬等の範囲の見直しを行うことが適当である。

(3) 有価証券取引税の課税対象の見直し

有価証券取引税については、先般の証券取引法の改正により同法の対象とされ

た証券化関連商品について、短期金融市場への影響にも留意しつつ、現行の課税対象有価証券との均衡上必要なものを課税対象に加えることを検討する必要がある。

(4) 非課税等特別措置の整理合理化

地方税における非課税等の特別措置については、税負担の公平を確保する見地から絶えず見直しを行い、一層の整理合理化を図るとともに、その新設及び拡充を行うことは厳しく抑制すべきである。

特に、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置等については、累次の当調査会の答申において指摘してきたとおり、これを見直すことが適當である。

4 撥発油税、軽油引取税等

- (1) 撥発油税等については平成5年3月末、自動車重量税については平成5年4月末に現行暫定税率の適用期限が到来するが、その期限到来後の扱いについては、第11次道路整備五箇年計画の財源確保の観点、石油及び自動車に係る税負担のあり方等を踏まえ、決定すべきである。
- (2) 平成5年3月末に暫定税率の適用期限が到来する地方道路目的財源としての軽油引取税及び自動車取得税の税率についても、地方道の整備水準及び地方道に係る特定財源比率が依然として低い現状等にかんがみ、第11次道路整備五箇年計画の策定状況も踏まえ、決定すべきである。
- (3) 撥発油税等の道路特定財源制度については、財源の使途を含めて見直すべきであるとの意見があったが、他方、従来の経緯及び道路整備の必要性等を考慮して、なおその制度を維持すべきであるとの意見があった。

したがって、この問題については、これらの意見を踏まえ、財政需要の優先度等を含め、財政の資源配分調整機能を有効に生かす見地から、引き続き幅広く検討を行う必要がある。

5 そ の 他

(1) 住民税

個人住民税については、最近における国民生活水準の動向等との関連を踏まえて、低所得者層の税負担について配慮するため、現行の所得割及び均等割の非課税限度額を引き上げることが適當である。

(2) 酒税、たばこ税

平成5年度税制改正をめぐっては、厳しい財政事情の下で、酒税やたばこ税について負担の増加を求める必要があるかどうかについても検討を行った。特殊なし好品である酒類やたばこについては、財政上真に必要やむを得ない事情が生じた場合であれば、従量税の負担調整等の観点から、ある程度の負担増を求める余地があると考えるが、平成5年度予算編成については、徹底した歳出の節減合理化等の努力を強力に推進することにより対応することが基本的に重要であるとの意見が多く出された。

(大蔵省印刷局製造)